

受賞者選定規程細目

第1章 一般事項

(総 則)

第1条 本規程細目は、表彰委員会、進歩賞小委員会、論文著作賞小委員会における受賞者選定のための審議、予選投票、決定投票の実施手順について定める。

(受賞候補者推薦の公示)

第2条 表彰委員会は、毎年10月号の学会誌に受賞候補者の推薦を求める会告を掲載し、かつ書面で各方面にこれを依頼する。あわせてホームページ等にもその内容を掲載して周知に努める。
なお、受賞候補者の推薦の締切日は毎年11月末日とする。

(選考手順)

第3条 第4条以下に定める手順により、受賞候補者の資格審査ならびに投票を行う。

(受賞候補者の資格審査等)

第4条 表彰委員会は、毎年12月初旬に受賞候補者推薦書（以下、推薦書という）につき、次の事項を審議して整理を行う。

- (1) 明らかに「表彰規程」に適合しないと認められるもの、および推薦書の記載内容が不備で審査上支障を来すと認められるものは除外する。
- (2) 同一人が功績賞および業績賞に推薦された場合は、いずれか一つに決定する。
- (3) 同一人が同じ内容について進歩賞、論文賞、著作賞のうち二つ以上の賞に推薦された場合は、いずれか一つに決定する。
- (4) 同一グループが同じ内容について技術報告賞、グループ著作賞、特別活動賞のうち二つ以上の賞に推薦された場合は、いずれか一つに決定する。
- (5) 委員長は、上記各項の調整にあたり推薦者の了解を求めた方が良いと認めた場合は、その手続きを行う。

(推薦書の作成)

第5条 表彰委員会は、功績賞、業績賞、特別活動賞について、これらの推薦書の記載内容を審議し、投票有権者に送付するための委員会としての推薦書を作成する。

2. 進歩賞小委員会は、進歩賞、技術報告賞についてその推薦書の記載内容を審議し、投票有権者に送付するための委員会としての推薦書を作成する。
3. 論文著作賞小委員会は、論文賞、著作賞、グループ著作賞について、これらの推薦書の記載内容を審議し、投票有権者に送付するための委員会としての推薦書を作成する。

(投 票)

第6条 第2章以下に定める予選投票および決定投票により、各賞の受賞者を選定する。

なお、投票はいずれも無記名投票とする。

2. 受賞定数が1件の表彰でかつ受賞候補も1件のみの場合、決定投票の得票率が50%に満たない時は、受賞候補から除外する。

第2章 功績賞および業績賞の選定

(功績賞の予選投票)

第7条 「表彰委員会運営要綱」に定める功績賞予選投票有権者により、次に定める予選投票を行い、定数の3倍以内を選定する。

- (1) 候補者が定数の3倍を越える場合は、表彰委員会による検討結果の議事録および推薦書を投票有権者に送付して予選投票を行い、得票順(同点の場合は、年長順)に定数の3倍を選定する。この場合、投票有権者は、定数以内を選定し投票するとともに、候補者中に不適格と認められる者がいるときは、事由を付けてこれを指摘することができる。予選入選の得票があった候補でも不適格の指摘があった場合は、表彰委員会においてその事由を審議し、予選入選の可否を過半数をもって決定する。なお、同数の場合は委員長判断による。
- (2) 候補者が定数の3倍以内の場合は、資格投票により予選を行う。この投票は、全候補者につき「ふさわしい」、「ふさわしくない」および「わからない」のいずれか一つに記号を付けるものとし、「ふさわしくない」の投票に対しては、その事由を付記する。

投票の結果、

- 1) 「ふさわしい」の得票が得票数の半数を超える者で、かつ「ふさわしくない」の得票のない者を予選入選者とする。
- 2) 「ふさわしい」の得票が投票数の半数を超えるが、「ふさわしくない」の得票があった場合は、表彰委員会においてその事由を審議し、予選入選の可否を過半数をもって決定する。なお、同数の場合は委員長判断による。

(功績賞の決定投票)

第8条 「表彰委員会運営要綱」に定める決定投票有権者により、次の決定投票を行い、受賞者を選定する。

- (1) 投票有権者は、前条による予選入選者について定数以内を選定し投票する。その投票結果により得票順に受賞者を選定する。
- (2) 前項による投票の結果、同点者のうちから受賞者を選定しなければならない場合は、候補者の年長順に受賞者を選定する。
- (3) 特別の事情のある場合は、受賞者を2名選定することができる。

(業績賞の予選投票)

第9条 「表彰委員会運営要綱」に定める部門ごと(準部門を含む)の業績賞予選投票有権者により、次に定める予選投票を行い、各部門3名以内を選定する。

- (1) 候補者が3名を越える部門については、第7条(1)項に定める手続きと同様の予選投票を行う
- (2) 候補者が3名以内の部門については、第7条(2)項に定める手続きと同様の資格投票を行う。

(業績賞の決定投票)

第10条 「表彰委員会運営要綱」に定める決定投票有権者により、次の決定投票を行い、受賞者を選定する。

- (1) 投票有権者は、第9条による予選入選者について、入選者の部門に拘らず定数以内を選定し投票する。その投票結果により、
 - 1) 部門ごとに最高得票者(準部門を除く)1名
 - 2) 上記以外、全部門(準部門を含む)を通じて得票順に1名

の受賞者を選定する。(ただし、表彰規程に規定されている受賞者数に満たない場合は、それを満たすまで得票順に選定する)

- (2) 前項による投票の結果、同点者のうちから受賞者を選定しなければならない場合は、第8条(2)項と同様の手続きにより受賞者を選定する。

第3章 電気学術振興賞（進歩賞，論文賞，著作賞）の選定

(進歩賞の予選投票)

第11条 「表彰委員会運営要綱」に定める進歩賞予選投票有権者により、次に定める予選投票を行い、定数の2倍を選定する。

- (1) 候補者が定数の2倍を越える場合は、進歩賞小委員会による検討結果の議事録および推薦書を投票有権者に送付して予選投票を行い、得票順に定数の2倍を選定し、順位を付して表彰委員会に提出する。

この場合、投票有権者は定数以内を選定し投票するとともに、候補者に不適格と認められる者があるときは、事由を付けてこれを指摘することができる。

予選入選の得票があった候補でも不適格の指摘があった場合は、進歩賞小委員会においてその事由を審議し、予選入選の可否を過半数をもって決定する。なお、同数の場合は委員長の判断による。

- (2) 候補者が定数の2倍以内の場合についても、(1)項に定める手続きと同様の予選投票を行い、順位を付して表彰委員会に提出する。

- (3) 予選において当選圏内に同点者を生じた場合は、そのすべてを入選者とする。

(進歩賞の決定投票)

第12条 「表彰委員会運営要綱」に定める決定投票有権者により、次の決定投票を行い、受賞者を選定する。

- (1) 投票有権者は、前条による予選入選者について、入選者の部門に拘らず定数以内を選定し投票する。その投票結果により、

- 1) 部門ごとに最高得票者 1件

(準部門を除く。また、部門に該当者がいる場合に限る)

- 2) 上記以外、全部門(準部門を含む)を通じて得票順に4件

の受賞者を選定する。(表彰規程に規程されている受賞件数に満たない場合は、それを満たすまで得票順に選定する)

ただし、予選入選者が定数以内の場合は、第7条(2)項に定める手続きと同様の資格投票を行い、受賞者を選定する。

- (2) 決定投票において、当選圏内に同点者を生じた場合には、予選順位の上位の者を受賞者に選定する。予選順位も同一の場合には、そのすべてを受賞者に選定する。

(論文賞の予選投票)

第13条 「表彰委員会運営要綱」に定める部門ごと(準部門を含む)の論文賞予選投票有権者により、次の予選投票を行う。

- (1) 候補者が4件を越える部門については、論文著作賞小委員会による検討結果および推薦書を投票有権者に送付して予選投票を行い、得票順に部門ごとに4件を選定し、順位を付して表彰委員会に提出する。

この場合、投票有権者は、部門ごとにそれぞれ2件以内を選定し投票するとともに、候補者中に不適格と認められる者があるときは、事由を付してこれを指摘することができる。

予選入選の得票があった候補でも不適格の指摘があった場合は、論文著作賞小委員会においてその事由を審議し、予選入選の可否を過半数をもって決定する。なお、同数の場合は委員長の判断による。

(2) 候補者が4件以下の部門についても、(1)項に定める手続きと同様の予選投票を行い、順位を付して表彰委員会に提出する。

(3) 予選において当選圏内に同点者を生じた場合は、その全てを入選者とする。

(論文賞の決定投票)

第14条 「表彰委員会運営要綱」に定める決定投票有権者により、次の決定投票を行い、受賞者を選定する。

(1) 投票有権者は、前条による予選入選者について、入選者の部門に拘らず定数以内を選定し投票する。その投票結果により、

1) 部門ごとに最高得票者(準部門を除く)1件

2) 上記以外、全部門(準部門を含む)を通じて得票順に4件

の受賞者を選定する。(ただし、表彰規程に規程されている受賞件数に満たない場合はそれを満たすまで得票順に選定する)

(2) 決定投票において、当選圏内に同点者を生じた場合には、予選順位の上位の者を受賞者に選定する。予選順位も同一の場合には、そのすべてを受賞者に選定する。

(著作賞の予選投票)

第15条 「表彰委員会運営要綱」に定める著作賞予選投票有権者により、次に定める予選投票を行い、定数の2倍以内を選定する。

(1) 候補者が定数の2倍を越える場合は、論文著作賞小委員会による検討結果の議事録および推薦書を投票有権者に送付して予選投票を行い、得票順に定数の2倍を選定し順位を付して表彰委員会に提出する。

この場合、投票有権者は定数以内を選定し投票するとともに、候補者中に不適格と認められる者があるときは、事由を付けてこれを指摘することができる。

予選入選の投票があった候補でも不適格の指摘があった場合は、論文著作賞小委員会においてその事由を審議し、予選入選の可否を過半数をもって決定する。なお、同数の場合は委員長の判断による。

(2) 候補者が定数の2倍以内の場合についても、(1)項に定める手続きと同様の予選投票を行い、順位を付して表彰委員会に提出する。

(3) 予選において当選圏内に同点者を生じた場合は、その全てを入選者とする。

(著作賞の決定投票)

第16条 「表彰委員会運営要綱」に定める決定投票有権者により、次の決定投票を行い、受賞者を選定する。

(1) 第15条による予選入選者について、第8条(1)項に定める手続きと同様の決定投票を行い、受賞者を選定する。

ただし、予選入選者が定数以内の場合は、第7条(2)項に定める手続きと同様の資格投票を行い、受賞者を選定する。

- (2) 決定投票において当選圏内に同点者を生じた場合には、予選順位の上位の者を受賞者に選定する。予選順位も同一の場合には、そのすべてを受賞者に選定する。

第4章 優秀技術活動賞（技術報告賞、グループ著作賞）の選定

（技術報告賞の予選投票）

第17条 「表彰委員会運営要綱」に定める進歩賞予選投票有権者により、次に定める予選投票を行い、定数の2倍以内を選定する。

- (1) 候補者が定数の2倍を越える場合は、進歩賞小委員会による検討結果の議事録および推薦書を投票有権者に送付して予選投票を行い、得票順に定数の2倍を選定し順位を付して表彰委員会に提出する。

この場合、投票有権者は定数以内を選定し投票するとともに、候補者中に不適格と認められる者があるときは、事由を付けてこれを指摘することができる。

予選入選の投票があった候補でも不適格の指摘があった場合は、進歩賞小委員会においてその事由を審議し、予選入選の可否を過半数をもって決定する。なお、同数の場合は委員長の判断による。

- (2) 候補者が定数の2倍以内の場合についても、(1)項に定める手続きと同様の予選投票を行い、順位を付して表彰委員会に提出する。

- (3) 予選において当選圏内に同点者を生じた場合は、その全てを入選者とする。

（技術報告賞の決定投票）

第18条 「表彰委員会運営要綱」に定める決定投票有権者により、次の決定投票を行い、受賞者を選定する。

- (1) 投票有権者は、前条による予選入選者について、入選者の部門に拘らず定数以内を選定し投票する。その結果により、

- 1) 部門ごとに最高得票者 1件

（準部門を除く。また、部門に該当者がいる場合に限る）

- 2) 上記以外、全部門（準部門を含む）を通じて得票順に4件

の受賞者を選定する。（ただし、表彰規程に規程されている受賞件数に満たない場合は、それを満たすまで得票順に選定する）

ただし、予選入選者が定数以内の場合は、第7条(2)項に定める手続きと同様の資格投票を行い、受賞者を選定する。

- (2) 決定投票において、当選圏内に同点者が生じた場合には、予選順位の上位の者を受賞者に選定する。予選順位も同一の場合には、その全てを受賞者に選定する。

（グループ著作権の予選投票）

第19条 「表彰委員会運営要綱」に定める著作賞投票有権者により次に定める予選投票を行い、定数の2倍以内を選定する。

- (1) 候補者が定数の2倍を越える場合は、論文著作賞小委員会による検討結果の議事録および推薦書を投票有権者に送付して予選投票を行い、得票順に定数の2倍を選定し順位を付して表彰委員会に提出する。

この場合、投票有権者は定数以内を選定し投票するとともに、候補者中に不適格と認められる者があるときは、事由を付けてこれを指摘することができる。

予選入選の投票があった候補でも不適格の指摘があった場合は、論文著作賞小委員会においてその事由を審議し、予選入選の可否を過半数をもって検定する。なお、同数の場合は委員長の判断による。

(2) 候補者が定数の2倍以内の場合についても、(1)項に定める手続きと同様の予選投票を行い、順位を付して表彰委員会に提出する。

(3) 予選において当選圏内に同点者を生じた場合は、その全てを入選者とする。

(グループ著作賞の決定投票)

第20条 「表彰委員会運営要綱」に定める決定投票有権者により次の決定投票を行い、受賞者を選定する。

(1) 投票有権者は第20条による予選入選者について、第8条(1)に定める手続きと同様の決定投票を行い、受賞者を選定する。

ただし、予選入選者が定数以内の場合は、第7条(2)項に定める手続きと同様の資格投票を行い、受賞者を選定する。

(2) 決定投票において、当選圏内に同点者が生じた場合は、予選順位の上位の者を受賞者に選定する。予選順位も同一の場合には、その全てを受賞者に選定する。

第5章 特別活動賞の選定

(特別活動賞の予選投票)

第21条 「表彰委員会運営要綱」に定める特別活動賞予選投票有権者により、次に定める予選投票を行い、定数の2倍以内を選定する。

(1) 候補者が定数の2倍を越える場合は、表彰委員会による検討結果の議事録および推薦書を投票有権者に送付して予選投票を行う。この場合、投票有権者は定数以内を選定し投票するとともに、候補者中に不適格と認められる者があるときは、事由を付けてこれを指摘することができる。

予選入選の投票があった候補でも不適格の指摘があった場合は、表彰委員会においてその事由を審議し、予選入選の可否を過半数をもって決定する。なお、同数の場合は委員長の判断による。

(2) 候補者が定数の2倍以内の場合についても、(1)項に定める手続きと同様の予選投票を行い、順位を付す。

(3) 予選において当選圏内に同点者を生じた場合は、その全てを入選者とする。

(特別活動賞の決定投票)

第22条 「表彰委員会運営要綱」に定める決定投票有権者により次の決定投票を行い、受賞者を選定する。

(1) 投票有権者は第21条による予選入選者について、第8条(1)に定める手続きと同様の決定投票を行い、受賞者を選定する。

ただし、予選入選者が定数以内の場合は、第7条(2)項に定める手続きと同様の資格投票を行い、受賞者を選定する。

(2) 決定投票において、当選圏内に同点者が生じた場合は、その全てを受賞者に選定する。

(付則)

1. 平成3年4月25日，理事会において承認制定。
2. 平成3年5月24日施行。
3. 平成5年4月22日，理事会において一部改定。
4. 平成8年9月26日，理事会において一部改定。
5. 平成9年4月24日，理事会において一部改訂。
6. 平成9年7月15日，理事会において一部改訂。
7. 平成11年8月11日，理事会において一部改訂。
8. 平成19年7月25日，理事会において一部改訂。
9. 平成20年10月8日，理事会において一部改訂。